

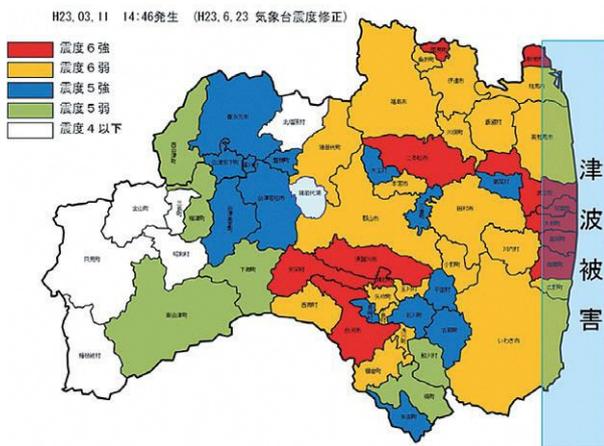
第1節 地震・津波による被害状況

1.1 H23. 3. 11 14:46 地震発生の概要

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としてマグニチュード9.0という国内では類を見ない巨大地震が発生した。この地震で、宮城県栗原市で震度7を観測したほか、福島県、宮城県、岩手県、茨城県、栃木県で震度6強を観測するなど、東日本の広い範囲で強い揺れを観測した。気象庁は、国内観測史上最大規模であったこの地震を「平成23年東北地方太平洋沖地震」と命名した。

県内では、震度6強を最大として震度5強を超える大きな揺れを広い範囲で観測し、浜通り地方は震度6強から震度6弱の強い揺れに襲われた。須賀川市内で藤沼湖(農業用ダム)の決壊による土石流が発生、福島市内の国道4号で大規模な土砂崩れが起きたのをはじめ、各地で道路の陥没や橋が崩落するなど大きな被害を受けた。

1.2 福島県の震度分布図



1.3 津波の概要

「平成23年東北地方太平洋沖地震」により、東北地方太平洋沿岸をはじめ全国の沿岸で津波が観測された。

気象庁の発表によると相馬には午後3時51分に高さ9.3m以上、いわき市小名浜で3.3m(午後3時39分)の大津波が押し寄せた。この津波による浸水面積は112km²にも達し、甚大な被害が発生した。

表-1 市町村別津波浸水範囲と土地利用別割合

市町村名	浸水面積 (A) km ²	市町村面積 (B) km ²	浸水率 (A/B)%	浸水面積構成率 (%)				
				建物用・幹線交通用地	その他用地	田・その他の農用地・森林・荒れ地・沼田	河川地及び湖沼	海岸・海浜
新地町	11	46	24	15	10	25	55	6
相馬市	29	197	15	9	8	9	55	27
南相馬市	39	398	10	10	8	2	79	9
浪江町	6	223	3	15	15	3	66	16
双葉町	3	51	6	7	7	5	74	13
大熊町	2	79	2	13	13	7	57	23
富岡町	1	68	2	14	11	12	58	17
楢葉町	3	103	3	6	6	4	77	13
広野町	2	59	3	10	9	38	42	10
いわき市	15	1,231	1	31	30	19	22	28
計	112	2,456	5	13	12	9	60	17

(資料：国土院 平成23年4月18日 津波浸水範囲の土地利用別割合について)

1.4 建物被害状況

福島県災害対策本部発表(平成31年2月5日現在)によると、住家被害は全壊・半壊・一部損壊の合計が237,071棟に上った。県内の全壊棟数は15,224棟であり、地域別にみると、津波による被害が目立った相双地区(5,372棟)といわき地区(4,644棟)の合計が10,016棟と県内の65.8%を占めた。次いで多いのは震度6強、6弱を記録した県中地区の4,005棟であった。

半壊・一部破損も含め被害棟数が最も多いのは県中地区で「全壊・半壊・一部破損」の合計の被害棟数は91,109棟と県内全体の38.4%を占めた。

次いで多いのはいわき地区の63,569棟であり、いわき地区と県中地区の合計が154,678棟と県内全体の65.2%に上った。

また、海岸線に位置する相双地区では「床上浸水・床下浸水」の合計の被害棟数は1,350棟(県内浸水棟数の95.6%)と大きな浸水被害を受けた。県内の公共建物被害は、1,010棟に及び、地域別には、県中地区434棟、県北地区276棟と中通りに集中した。また、住宅、公共建物に属さない「その他」の建物被害は県内全体で36,882棟に上った。

[福島県内の住家等被害の状況]

(単位：棟)

地域別	住家被害						非住家被害		
	全壊	半壊	一部破壊	計	床上浸水	床下浸水	計	公共建物	その他
県北	536	5,725	19,748	26,009	0	0	0	276	4,049
県中	4,005	26,715	60,389	91,109	32	30	62	434	4,872
県南	643	4,156	14,208	19,007	0	0	0	180	3,485
会津	24	162	6,796	6,982	0	0	0	28	764
南会津	0	0	0	0	0	0	0	0	16
相双	5,372	11,124	13,899	30,395	1,029	321	1,350	92	10,960
いわき	4,644	32,921	26,004	63,569	0	0	0	0	12,736
計	15,224	80,803	141,044	237,071	1,061	351	1,412	1,010	36,882

資料：福島県災害対策本部「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1750報）」

第2節 福島第一原子力発電所事故による被害状況

2.1 事故発生、政府対応及び警戒区域等設定の経緯

大熊町と双葉町にまたがって立地する東京電力福島第一原子力発電所は、震度6強というかつてない大地震に見舞われ、この地震及びその後に発生した巨大な津波により、発電所施設が大きな影響を受けた。

3月11日の地震直後、福島第一原発の原子炉は自動停止（4号機～6号機は定期検査で停止中）したが、地震等の影響により外部電源を喪失し、また、当初、非常用発電機が作動したものの、その後の津波により、6号機を除いて非常用電源も使用できない状態となり、1号機～3号機の原子炉を冷却する機能を失った。

こうした事態を受け、同日19時03分、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した。

原子炉への注水ができず燃料が露出したことで、事態はさらに悪化し、3月12日に1号機が水素爆発を起こした。3月14日には3号機で、翌15日には4号機で水素爆発が起きた。2号機も格納容器に大きな損傷を受け、大量の放射性物質が放出された。この原発事故に伴い、緊急事態応急対策に従事する者以外の立入を規制する「警戒区域」が設定されたことにより、災害復旧は大きな制約を受けることとなった。

〈福島第一原発事故の概要・経過〉

所在地	：福島県大熊町 (震度6強。15mの津波が襲来と推定)
事故の重大度	：国際原子力事象評価尺度のレベル7
主な経緯	：3月11日 緊急事態宣言、3km圏に避難指示・3～10km圏に屋内退避指示 3月12日 1号機水素爆発、20km圏に避難指示 3月14日 3号機水素爆発 3月15日 4号機水素爆発、20～30km圏に屋内退避指示 4月21日 警戒区域を設定 4月22日 計画的避難区域、緊急時避難準備区域を設定 6月16日 特定避難勧奨地点の対応を発表 9月30日 緊急時避難準備区域の解除



出典：「警戒区域、避難指示区域等見直しについて」(経済産業省)

2.2 警戒区域等における被害状況

特に被災の大きかった沿岸部は、福島第一原子力発電所の事故直後、避難指示区域や屋内退避指示区域となり、半径20km圏内はその後、立ち入りが制限される警戒区域となり、救助、搜索活動は困難を極めた。

地震や津波により被災した人々、また福島第一原発事故により国から屋内退避および避難勧告のあった住民たちは、中通りや会津地方をはじめ全国各地への避難を余儀なくされた。

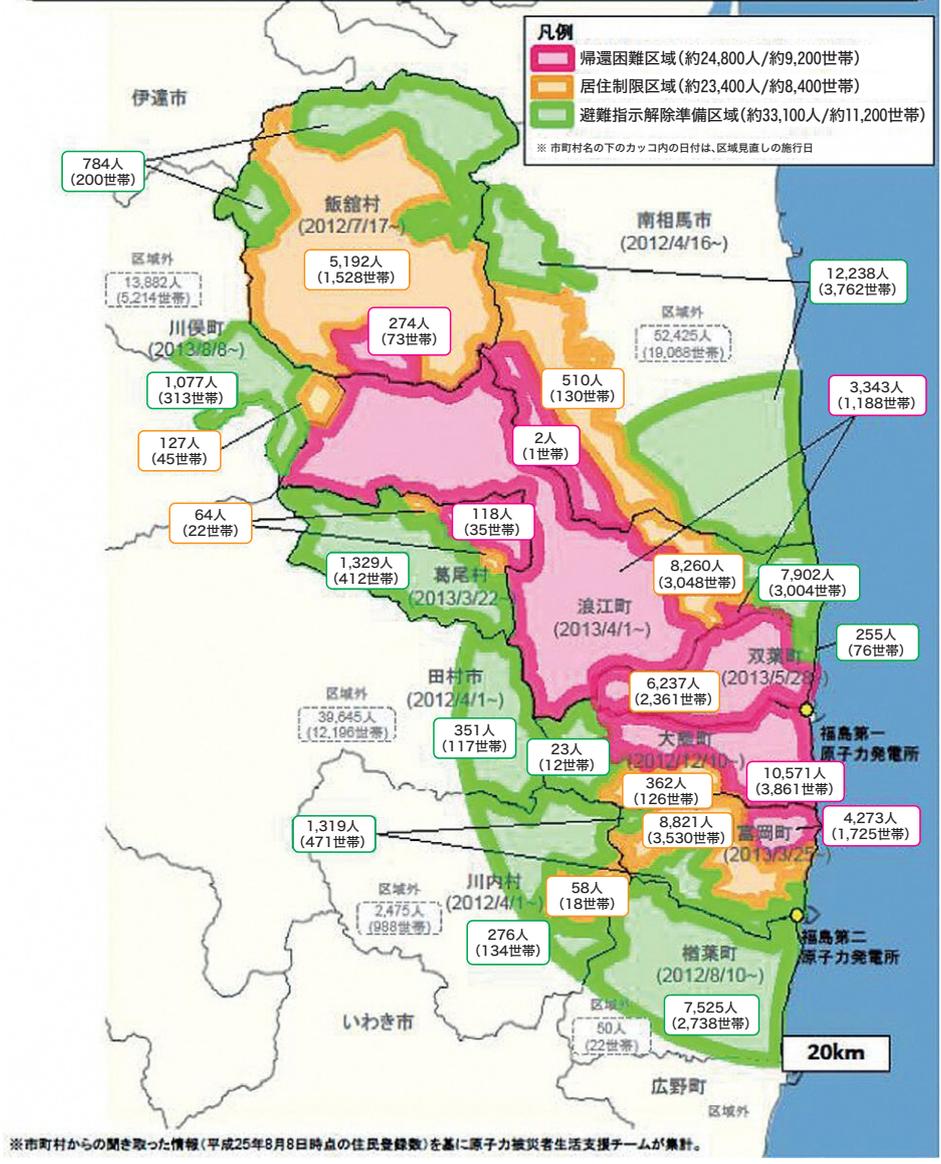
震災の当日は、各地の学校や公民館などが臨時の避難所となり、一人暮らしのお年寄りをはじめ多くの人々が近隣の避難所に身を寄せた。ガス・水道・電気等のライフラインもストップした地区も多く、避難所に避難する家族の姿も見られた。

2.3 避難状況

平成24年4月1日以降、警戒区域及び避難指示区域について放射線量等に応じた3区域(帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域)への見直しが行われ、平成25年8月8日の川俣町の区域見直しにより警戒区域や計画的避難区域に指定された11市町村全ての区域再編が完了した。

この間、7町村が県内外の地域に役場機能を移転せざるを得なくなったほか、ピーク時には、自主避難者も含め16万5千人に及ぶ県民が県内外に避難した。

避難指示区域の概念図と各区域の人口及び世帯数(平成25年8月時点)



出典：経済産業省ホームページ



出典：「東日本大震災記録写真集」平成24年11月県調べ